

ショッピングサービス条項

第20条 (カード利用方法)

1. 会員は次の(イ)(ロ)(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供(以下「ショッピングサービス」と称します。)を受けることができます。
 - (イ)当社と契約した加盟店。
 - (ロ)当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。
 - (ハ)国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。
2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については売上票等への署名を省略すること、もしくは売上票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。
3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。なお、ショッピングサービスが取消された場合等における取消処理についても、第7条第2項の規定が準用されます。第7条第2項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。
4. 会員は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。
5. 会員は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス(以下「継続的サービス」と称します。)を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払いにカードを利用する場合、会員がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任は本人会員の負担となることについて承認のうえ、ショッピングサービスを利用するものとします。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合もしくは退会又は会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なお、これらの事由が生じた場合は、当社が会員に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。

第21条 (加盟店への連絡等)

会員のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行なう場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行なうことがあり、会員はこれを予め承認するものとします。

- (イ)加盟店からの照会に対して当社が必要と認めた事項について回答すること。
 - (ロ)カードの提示者が会員本人であることを確認する場合があること。
 - (ハ)会員のカード利用が本規約に違反する場合、違反するおそれのある場合、その他不審な場合などには、カードの利用をお断りする場合があること。
- (二)前号の場合、会員へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく

場合があること。

(ホ)貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。

第22条 (債権譲渡)

1. 会員は、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。

(イ)加盟店が当社に譲渡すること。

(ロ)加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。

(ハ)加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。

2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店において会員が利用したショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額を合計金額とします。

第23条 (支払区分)

1. 会員はショッピングサービスの利用代金の支払いについて、カード利用の際に、1回払い、2回払い、3回以上の分割払い(ボーナス併用分割払いも含む。以下「分割払い」と称します。)、ボーナス一括払い、リボルビング払い(以下総称して「支払区分」と称します。)のいずれかを指定することができます。但し、加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払区分、回数があります。なお、支払区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

2. 海外でカードを利用した場合は、原則として1回払いとしますが、本人会員から当社に申し出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員はリボルビング払いによる支払いを指定することができます。

3. 会員が1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定した場合は次のとおりとします。

(イ)支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下記のとおりとなります。

a.支払回数	1回	2回	3回	5回	6回
b.支払期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
c.実質年率(%)	0	0	10.25	11.25	11.75
d.現金価格100円当りの 手数料額(円)	0	0	1.71	2.85	3.42

10回	12回	15回	18回	20回	24回	ボーナス一括
10ヶ月	12ヶ月	15ヶ月	18ヶ月	20ヶ月	24ヶ月	—
12.25	12.50	12.50	12.50	12.50	12.75	0
5.70	6.84	8.55	10.26	11.40	13.68	0

ボーナス併用分割払いの実質年率は購入時期により、上記と異なる場合があります。

(ロ)分割払いの場合、支払総額は現金価格に上記の表により算出した分割払手数料を加算した金額となります。また、月々の分割払いの支払金は支払総額を支払回数で除した金額(以下「分割支払金」と称します。)となります。但し、2回払いの各回の支払分及び分割支払金の単位は1円とし、端数が生じた場合は初回に算入いたします。

(お支払い例)10万円の10回払いでご利用の場合

○分割払手数料 $10 \text{万円} \times (5.7 \text{円} / 100 \text{円}) = 5,700 \text{円}$

○支払総額 $10 \text{万円} + 5,700 \text{円} = 105,700 \text{円}$

○月々の分割支払金 $105,700 \text{円} \div 10 \text{回} = 10,570 \text{円}$

(ハ)ボーナス併用分割払いについては、ボーナス加算月を夏8月、冬1月とし、ボーナス加算総額は現金価格の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割(但し、ボーナス加算月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額を毎月の分割支払金に加算してお支払いいただきます。なお、利用日、支払回数によっては、ボーナス併用分割払いのお取扱いが出来ない場合があります。

(ニ)ボーナス一括払いの支払月は夏8月、冬1月とします。なお、取扱期間は当社所定の期間とさせていただきます、ボーナス支払月に一括してお支払いいただきます。

4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。

(イ)毎月の支払い元金は、末尾「毎月の支払い元金(支払コース)」記載の支払コースの中から会員が申し込み時に予め選択し当社が認めたものとし、カード送付時の書面で通知します。本人会員には、支払い元金に当社所定の手数料を加算した金額(以下「弁済金」と称します。)をお支払いいただきます。なお、本人会員の申し出があり当社が承認した場合は、支払コースの変更ができるものとします。

(ロ)手数料は、毎月11日から翌月10日までの日々のリボルビング利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年365日(うるう年は年366日)で日割計算した金額を1ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。なお、各会員に適用される手数料率はカード送付時に通知されるものとします。

(ハ)本人会員の申し出があり当社が承認した場合は、毎月の支払い元金の変更、翌月支払い元金の増額支払いができるものとします。

5. 本人会員は、カード利用の際に指定した支払区分のうち、1回払い、2回払い及びボーナス一括払いを当社が定める期間内に申し出を行い当社が適当と認めた場合に、リボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの指定があったものとして前項(イ)(ロ)により計算します。なお、2回払い分をリボルビング払いに変更する場合に変更の対象となる利用代金は、1回目の支払分に応答する算定日以前に変更の申し出があった場合は、当該利用代金の全額とし、当該算定日より後に申し出があった場合は、支払金額として確定した1回目、2回目の各々の利用代金が対象となるものとします。

6. 会員は手数料が金融情勢等の事情により変動することに異議がないものとします。また、第19条の規定にかかわらず、当社から手数料の料率変更の通知をした後は、分割払いは変更後のご利用分より、また、リボルビング払いは通知したときにおける利用残高の全額に対して、改定後の手

数料が適用されることに、会員は異議がないものとします。

第24条 (商品の所有権)

商品の所有権は、ショッピングサービスにより生じた加盟店の会員に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを会員は認めるものとします。

第25条 (見本・カタログ等と現物の相違)

会員が加盟店に対して見本・カタログ等より申し込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品の交換を申し出るか又は当該売買契約の解除をすることができます。

第26条 (支払停止の抗弁)

1. 会員は、ショッピングサービスに下記事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、支払いを停止することができるものとします。
 - (イ)商品、権利又は役務の提供がなされないこと。
 - (ロ)商品の破損、汚損、故障、その他瑕疵(欠陥)があること。
 - (ハ)商品、権利又は役務の提供について、その他加盟店に対して生じている事由があること。
2. 当社は、会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。
3. 会員は前項の申し出をするときは、予め上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行なうよう努めるものとします。
4. 会員は、第2項の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合にはその資料を添付いただきます。)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - (イ)ショッピングサービスの利用が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
 - (ロ)会員の指定した支払区分が、1回払いのとき。
 - (ハ)2回払い、ボーナス一括払い又は分割払いで利用した1回のカード利用に係る支払総額が40,000円に満たないとき。
 - (ニ)リボルビング払いで利用した1回のカード利用に係る現金価格の合計が38,000円に満たないとき。
 - (ホ)商品、権利又は役務の提供を受ける以外の目的でカードを利用したとき。
 - (ヘ)その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
6. 本人会員には、当社が利用代金の残額から第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後の利用代金の支払いを継続していただきます。

第27条 (早期完済の場合の特約)

本人会員は分割払いの支払方法において、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったと

きは、78 分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により、算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払い戻しを当社に請求できます。